

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名より傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

開 会

委員長 ただいまから平成19年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いします。

よろしくお願いします。

議案の提出

委員長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案9件でございます。

議案第36号

委員長 初めに、議案第36号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

こども課長 議案第36号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

松戸市少年センター設置条例第3条に基づき、別紙により、松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由といたしましては、松戸市少年センター運営協議会委員に変更が生じたためご

ざいます。

次のページをごらんいただきたいと存じます。

今回新たに委員として委嘱する者は、1番の表の一番下の段、五号委員でございます。山崎敏子、PTA連絡協議会副会長を新たに新委員として委嘱するものでございます。

新委員の任期といたしましては、前任者の残任期間であります平成19年6月21日から平成19年10月31日まででございます。

理由といたしましては、PTA連絡協議会副会長の退任に伴う委嘱でございます。

なお、島倉美賀につきましては、現在、青少年相談員連絡協議会理事をやっておりまして、このまま五号委員として委嘱を継続させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第36号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

新しく山崎敏子さんをお願いするということです。

よろしいでしょうか。特にございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑、討論を打ち切りまして、これより議案第36号を採決いたします。

議案第36号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

議案第37号

委員長 次に、議案第37号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

こども課長 議案第37号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明申し上げます。

松戸市少年補導員の退任に伴い、松戸市教育委員会表彰規則第2条第1項第5号の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈するものでございます。

提案理由につきましては、松戸市少年補導員として、青少年健全育成に多大な功績があったためでございます。

次のページをごらんいただきたいと存じます。

今回、教育功労者として表彰させていただく者の名簿でございます。

氏名が成島茂、堀洋子、藤原則之、奥山順子、工藤隆でございます。それぞれの経歴につきましては、経歴の欄に記載のとおりでございます。

また、具体的な推薦内容につきましては、次の3ページから7ページまで内容が記載されております。記載のとおりでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第37号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

何かご意見等ございましたらお願いします。

根守委員 すごく少年補導活動というのは大変だなということを前に教育長の指導に従って私どもも夜でしたが補導員と一緒に、補導させていただきました。すごく大変なことだなと感じました。

普通の学級の子供であれば、それなりにちゃんと話す言葉もあるし、それから一斉指導を活用しながらできるわけですが、補導活動を見ていると、その人に合った、その子供に合った、それから子供だけじゃなくて、保護者、それからじいちゃん、ばあちゃんと一緒に来ている子ども。時間を見れば、子供の活動の時間じゃない大人が子供を巻き込んでいる例がすごく見られました。

どうなっているのかなと、子供だけを責めるわけにはいかないというようなことで、私なりに課題を持ちました。やはり大人がしっかりしなければいけない。そのしっかりさせるためには、じゃ大人だけを追求していいのかということ、そうじゃない。地域で、そして松戸市内全体で考え、健全育成のためにやっていかなければいけないなということを感じました。

たった1回だったんですが、暇になりましたら、私どもも一緒に補導できたらなど。そうすると、子供の様子、親の様子、本当に一生懸命やってくださっている方々の労がわかるような気がいたします。そういう意味では、この表彰に値する、活動をなさったというような方々に対して感謝状は当然のことだなと思っております。

教育長さんが一言言ってくださいましたので、本当にそういう意味では、今後も1回だけじゃなくてお願いしたいと思います。

以上です。

教育長 あのときの同行視察では、さしたる問題もなく進みましたけれども、最近の少年補導の傾向といたしますか、現状を参考までにちょっとお話しいただけますか。

こども課長 最近の補導の傾向でございますが、これは全国県下とも、犯罪件数、刑法犯の少年が激減しております。さらに補導件数が前年比の半分になっております。これらの原因について詳細には追求できてはおりませんが、やはり補導の効果もあったのかなとは考えておりますが、ただ、いずれにしても、高い水準での減少傾向でございますので、引き続き補導員一丸となって、少年の非行防止に努めていただきたいことを私どもの方からも総会等を通じてお伝えしてまいりたいと思います。

以上でございます。

教育長 警察の犯罪統計でも、千葉県の少年刑法犯の検挙数は、平成18年には若干減ったというふうには報告されています。ただ相変わらず、やはり何万件という高い水準での減少傾向だという報告はしてありました。やや反映されているかなと。

委員長 ありがとうございます。

今回の37号議案につきましては、41号議案の資料の5ページ、最後のページをごらんください。

そこに添付されている表彰規則定の第2条が表彰基準になっています。かつてここで八田委員からご質問がありました。そのときにある程度の基準は口頭で述べていただきました。

きょうは書面で提出していただきましたので、非常にわかりやすいと思います。

全く関係ありませんが、例えば5ページと、それから7ページの方は、お名前はともかく、この2人については勤務先名称が上がっていますが、この方たちは中学校及び高等学校の職員ということですか。

こども課長 教員でございます。

委員長 わかりました。

それでは、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これをもちまして、質疑及び討論は終結とさせていただきます。

議案第37号を採決いたします。

議案第37号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定いたしました。

議案第38号

委員長 次に、議案第38号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

市立高等学校担当室長 議案第38号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」。

本件の提案理由につきましては、県立学校等の学校職員の勤務時間等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、市立高校の教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則についても一部改正が必要になったためご提案するものでございます。

本市の高等学校教育職員の服務等につきましては、当初から県に準じて今回も同様な取り扱いといたすものでございます。

主な改正の内容でございますが、3ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。

今回改正となる第2条の教育職員の勤務時間等については、第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加えることになるものです。

新たな4項では、校長は、学校運営上特に必要がある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間となるように、教育職員の勤務時間を割り振ることができる。この場合において、1回の勤務に割り振る勤務時間は、12時間を超えてはならないと定めるものでございます。

従来、教育職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とし、月曜から金曜までの5日間において1日につき8時間となるように定められております。

今回の追加によりまして、宿泊行事等に生徒を引率した場合、勤務時間の割り振りが変更可能となります。

11ページの参考資料をちょっと見ていただきたいと思います。

1の宿泊行事に生徒を引率する職員の勤務時間の割振り変更ですが、従来、修学旅行等に生徒を引率した場合、当然時間外勤務をするわけですが、時間的措置はされません。教育職員特別業務手当、これは1,700円ですが、支給されているだけです。今回の改正によりまして、1泊につき4時間を限度に時間外勤務が認められ、4週間の期間で割振り変更が可能になります。

例といたしまして、2泊3日の行事で最大8時間分の時間外勤務を他の日に2時間ずつ4日間割り振られるようになったということです。これにより時間的な回復措置がなされます。また、教育職員特別業務手当も従来どおり支給されます。

以上、第2条4項の改正であります。

次に、新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと存じます。

中ほどの下線部分の3項の内容につきましては、週休日の振替の延長と、その業務の拡大です。従来、週休日に、3項の(1)教育委員会が指定する総合体育大会、総合文化祭等への生徒引率及び(2)から(4)の業務を行った場合、その当該業務日から前4週間から後16週間の期間に週休日の振替ができることになっておりますが、今回の改正により、(1)の業務内容に、学校の教育計画に基づく部活動の指導が追加されるとともに、前8週間、後ろ16週間の期間に週休日の振替が可能となります。

なお、振替可能となる時間は、年間にして120時間、15日相当となります。

また、振替日については、従来どおり市立高等学校管理規則27条で定めております休業日で、学年始め、学年末の休業日、夏季休業日、冬季休業日、県民の日などに週休日の振替を行うこととなります。

また、11ページをもう一度開いていただきたいと思いますが、2の週休日の振替期間の延長の拡大につきましては、先ほども説明いたしましたが、週休日に勤務を割り振りをした場合、前4週間を前8週間に振替期間の拡大となります。

また、3の振替期間の延長を認める業務の拡大については、学校の教育活動に基づく部活動指導が追加されております。具体的に取り扱いを申し上げますと、学校の校務文書で位置づけられた部活動顧問等が週休日の部活動の実施に当たり、事前に校長から承認された部分、部活動計画により実施する練習や練習試合の指導のことを言っております。

以上、これらの運用に当たりましては、職員の健康等に配慮し、学校運営上支障のないように十分配慮していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

これより議案第38号についての質疑及び討論を行います。

確認ですが、いただいた資料の6ページをごらんください。そのページの一番上に、1、「第2条の4の規定の取扱い」とありますね。これは「2条第4項の規定の取扱い」の間違いですね。

市立高等学校担当室長 はい。

委員長 ということで、1は第2条の説明です。

次のページの7ページは、第2条の2の第3項の規定がこういうふうに変わりますという説明になります。そうすると、とてもわかりやすい。

1の方は超過勤務、2の方は週休日の規定の事務的な取り扱いという理解でよろしいですね。

市立高等学校担当室長 はい。

委員長 いずれも県の規定が改正されたので、それに伴うところの変更になるということです。特に問題はないと思われます。

教員の皆さんには、いい扱いに変わるということですね。

今まで部活等の時間が認められていなかったわけですが、これからは勤務時間として認められるということです。しかも、それにかわる代替日を幅広くとってよろしいということになります。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第38号を採決したいと思います。

議案第38号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

議案第39号

委員長 次に、議案第39号ですが、ちょっと資料の差しかえがございます。

それでは、議案第39号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第39号「市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案いたします。

まず、ここにあります減免措置に関する規則ということですが、これは生活保護を受けている世帯、また市民税が非課税になっている世帯等に対して保育料の減免を規定している規則であります。

この減免につきましては、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく国庫補助金を受けて行っているわけですが、今回この国庫補助金の限度額の改定がありまして、優遇措置の条件が緩和されましたので、規則を改正するものでございます。

3ページごらんいただきたいと思います。

委員長 ただいま差しかえしていただいたものです。

学務課長 今差しかえでお配りしたのですが、今回の改正は、この規則の中の別表2というのがございまして、その改正になります。

現行では、小学校1年生に兄弟がいる場合、優遇措置がとられていたと。この表の中に、下の方になりますが、「小学校1年の兄又は姉を有している」、その下も同じような文言がありますが、今までは要するに上に小学校1年生の兄、姉がいる場合は優遇措置がとられていたというものが、今回の改正は、その1年生に加えまして2年生に兄弟がいる場合でも条件が緩和されるというふうになったという、そういう改正でございます。

簡単ですが、以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第39号のご説明は、ただいまのとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

ただ今学務課長にご説明いただいたのは、別表の上の段だけのご説明のようですか、下の段も同時に説明していただいたと理解してよろしいですか。

学務課長 下の段も一緒に入っております。

委員長 従来は1人、1年生と限定していたものを、今度2年生まで幅を広げました。去年から1年たてば、去年の1年生はことし2年生になるなという理解もできますけれども、単純にそういうことなんでしょうか。そうすると、来年は3年生まで広げるということになるのでしょうか。

学務課長 この先の動きというのは、何も情報は入っていないんですが、いずれにしても、やはりお子さんがたくさんいる、そういう家庭に対する教育費、養育費のご負担を軽減していくという意味で広がってきているものと思うんですが、補足いたしますと、この1年生に兄弟がいるというところまで広がったのは昨年なんです。おとしまではそれがありませんでした。一人っ子、または双子、三つ子、そういう場合には補助があるということだったんですが、そういうお子さんに、上に小学校1年生がいる場合はということで、昨年度広がって1年生、そして今年度、それが1年生と2年生というふう広がってきたと、そういうものです。

委員長 ということで、特に国庫補助がここで幅を広げたというご理解でよろしいかと思えます。

特にこの件についてのご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、39号についての質疑及び討論を終結し、39号についての採決をいたします。

議案第39号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第39号は原案どおり決定いたしました。

議案第40号

委員長 次に、議案第40号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第40号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」ご提案申し上げます。

提案理由は、学区審議会委員の任期が平成19年7月1日をもって満了することに伴い、後任者を委嘱するためであります。

学区審議会委員の任期は2年で、再任を妨げないと条例で規定されております。

次の2ページ目に、新しい学区審議会委員の候補者一覧を載せておきましたが、この19年7月1日で全員の任期が満了となるということで、全員新しい任期、21年7月1日までの任期ということで、新しく全員審議会委員を委嘱するというものでございます。

その次のページに学区審議会条例、ここにありますが、この第3条のところに任期が2年であると、再任を妨げない等のことが書かれており、この条例の規定に従いまして、今回、全員の新しい委嘱を提案するものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第40号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

この委員の方たちには、後程議案第42号で諮問事項がについて検討していただくことになるので、きょう決定する必要があるということですね。

学務課長 はい。

委員長 いかがでしょうか。

再任が11名、新任が9名という数字です。

1号委員、2号委員、3号委員、4号委員と、それぞれこういう方々に委嘱するというこ
とです。

今回、諮問する地区の地区長さんがかわられたんですね。新任なんですか。

学務課長 そうです。今回、瀬谷さんという方で、松飛台地区の地域パトロール、中心になっ
てやられている方です。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑及び討論は終結させていただき、議案第40号についての採決を行いま
す。

議案第40号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

議案第41号

委員長 次に、議案第41号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第41号「松戸市教育功労者の表彰について」提案いたします。

これは松戸市教育委員会表彰規則に基づきまして、学区審議会委員の石井賢二様に感謝状
を贈呈するものであります。

石井様は、本庁地区長として5期10年にわたり学区審議会委員としてご尽力いただきました
が、今回の先ほどご提案申し上げました任期満了に伴いまして退任されますので、ここで
感謝状を贈呈するものであります。

功績等については、その次のページにございますが、平成9年から本庁地区の地区長さん
になられまして、同時に学区審議会委員ということで、通算10年お務めいただいたというこ
とで、今回の審議会委員の委嘱、これにつきましては本庁地区の地区長さんかわられるとい
うことで、ここで学区審議会委員もご退任されますので、感謝状をお送りするというもので

あります。

以上です。

委員長 議案第41号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

この方についての表彰にご異議はないものと思われませんが、あえて質問させていただくとすれば、2ページのご説明では、ほかにも退任される方がおられるわけですが、その方々については、特に表彰規定の適用外であるという理解をしておくだけでよろしいですかね。

学務課長 はい。それについてご説明申し上げますが、5ページ目、横になっている表があると思いますが、表彰基準というものがございます。これの右側の下の方になるんですが、5号に該当するというので、「法令・条例・規則に定める委員」、「3期又は6年以上」、これに該当するというので、今回、石井さんを表彰すると、そういうものです。

委員長 私の質問は、先ほど40号の議案で、9名の委員が新規に委嘱されました。ということは前任者が任期満了で退任されている訳ですが、今日はそのうちの一人の方が表彰される。退任された他の8名の人たちのことは今回は議論しないで、石井さんについてのみ功労者表彰ということでよろしいですねというものです。確認です。

学務課長 はい。

委員長 いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、41号についての質疑、討論は終結とさせていただきます。

これより議案第41号を採決いたします。

議案第41号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

議案第42号

委員長 続いて、議案第42号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題とします。
ご説明願います。

学務課長 議案第42号「松戸市学区審議会に対する諮問について」提案いたします。

提案理由は、高木第二小学校及び第四中学校に係る学区変更について諮問するものであり

ます。

7ページ、下にページが打ってありますが、7ページに学区図がありますので、まずそれをお開きいただきたいと思います。

学区図1、7ページ、学区図2、8ページ、これは少し拡大したのですが、ちょっとその学区図を見ていただきたいと思います。

これは高木第二小学校の学区、またその周辺の学校の学区を拡大してあらわしたものでありますが、その高木第二小学校の学区の一部に、そこで矢印でお示しましたが、六高台八丁目の一部の地区、飛び出ているところですが、これが今、高木第二小学校の学区になっております。それに連動しまして、第四中学校の学区にも、その飛び出ているところが第四中学校の学区にもなっているものですが、この飛び出ている六高台八丁目一部地区、この部分を六実第三小学校、六実中学校の学区に戻すと、そういう学区変更であります。

この飛び出ているというのは、表現あれなんです、この拡大した学区図で見いただきますと、下の方に高木第二小学校がありまして、県道等走っている。また、その上に、また2本平行して走っているところがあるんですが、その上に出ている、ここは戸建ての住宅、また大きなマンション、これが建っているところですが、その部分だけ今回、六実第三小学校の学区に戻すと。それに伴いまして、中学校では六実中学校の学区になると、そういうものであります。

それでは、4ページ、お開きいただきたいと思います。

資料として、学区変更についてまとめたものが4ページからになっておりますので、それに沿ってご説明したいと思います。

高木第二小学校の今申し上げました学区につきましては、ちょうど六高台八丁目の宅地造成に伴いまして、六実第三小学校の児童数が増加するということが予測されましたことから、平成8年になるんですが、六高台八丁目一部地区を六実第三小学校の学区であったものを高木第二小学校の学区に編入いたしました。

これに伴いまして、中学校の学区も、以前は六実中学校の学区であったんですが、第四中学校の学区に編入されたというものであります。

当時、平成8年当時は六実第三小学校の児童数が高木第二小学校を上回っていたわけですが、その後、高木第二小学校の児童数が急激な増加を続けまして、現在では市内で一番大きい小学校というふうになっております。

委員会としましては、その両校の学区の状況、また児童数の推移とか、総合的にやはり判

断しました結果、平成8年に編入されたその地区を元の学区に戻す、これがやはり地域との連携も含めて学校運営を考えた場合適当であると判断しましたので、ここにご提案するものであります。

その下に高木第二小学校と六実第三小学校の児童数、学級数の推移について表でまとめてみました。

今も多少ご説明申し上げたんですが、以前は六実第三小学校の方が大きな学校でした。それを見ますと、六実第三小学校、平成8年、9年、10年とずっと800人台で、これでいきますと、平成12年までは高木第二小学校より児童数が多い状況でした。その後、13年度ぐらいから児童数の逆転が始まりまして、今ではもう高木第二小学校はずっと900名台、もうあと数名で1,000名に達するかというふうな、そういうような大規模校になっていったと。逆に六実第三小学校の方は800名台であったものが700名、600名というふうに減少してきていると。そして、今年度の数字、19年度で見ますと、約300名ほどの差が2校では生じているという、そういう表が1のその表であります。

次のページ、六高台八丁目一部地区の児童在籍状況ということですが、今年度の数字ですが、先ほど言いました、今回、学区を変更しようとしている、その地区にどれだけの子供が居住しているかということですが、高木第二小学校に在校生1年生から6年生まで合計しますと245名、六実第三小学校には36名。これは六実第三小学校の36名というのは、1年生は選択制を使ってそちらに行けるわけですが、ほかの子供たちは学区外の申し立てということで、今現在、六実第三小学校に通っている子供がそれだけの数いるという、そういうことになります。

次に、中学校で見てみますと、第四中学校と六実中学校が関係するわけですが、第四中学校の生徒数、これは平成13年度ぐらいまでは減少傾向といえますか、平成8年度、759名のところが、13年度、643名と、徐々に減ってきているわけなんです、14年度ぐらいからまた増加傾向に転じてきまして、今現在では19年度、823名という数字は、これは第一中学校に次ぐ大規模校というふうに第四中学校は今なっております。

逆に今度、六実中学校ですが、六実中学校も先ほどの小学校の例と同じように、平成8年当時は、第四中よりも規模の大きな学校でありました。それが徐々に減少したり、時には若干ふえたりというふうなことはあるんですが、今現在、やはり727名ということで、第四中よりも約100名ほど数字的には下回っているという、そういう学校になっているというのが、その中学校の状況です。

このように中学校のその地区の生徒の在籍状況を見ましても、四中に行っている子供が132名、六実中に行っている子供は7名というふうなことになっています。

これが児童・生徒数で見たところですが、小学校、中学校とも、もともとは六実第三小、六実中の学区だったところ、その当時は六実三、六実中が大きな学校だったと。それで、そこに宅地造成されて、より子供の数がふえるだろうということで、高木第二小と第四中の学区に平成8年に編入したと。そして、それからの経過を見て、今現在の状況でいくと、児童・生徒数で逆転現象といえますか、編入された方が今度は大きな学校になっているということで、そういうふうに学区変更を児童・生徒数の側面から見ると、そういうような状況があるということを今説明したわけです。

それで、今後の方向性ということですが、高木第二小学校、六実第三小、第四中学校、六実中の今申し上げましたように児童・生徒の在籍状況を考察すると、六高台八丁目一部地区を高木第二小学校及び第四中学校の学区から六実第三小学校及び六実中学校学区へと変更することにより、児童・生徒数とか学級数の学校差を縮小することができるというふうに考えます。

また、当該地区の学区変更により、町会を中心とした地域活動や子供に対する安全パトロール等、町会運営がより円滑に実施できるようになり、学校と地域のさらなる連携が期待できるものと考えます。

その飛び出た学区があるところは、これは町会名で言いますと、高柳町会というところが六高台八丁目の多くの部分を占めているわけですが、その町会で今、スクールガードですとか、地域のパトロールですとか、学校と連携した活動というのをほかの地域と同じように一生懸命なさっていただいているわけですが、そこに学区が入り組んでいるということで、町会の運営というものも支障を来す面があると。そういうことから考えても、元の学区に戻してあげることが運営上も妥当であろうというふうに、そういうふうに考えたわけです。

そこで、学区変更の時期であります、来年20年4月1日からということで、その地区に現在居住している在校生については、希望により引き続き今いる在籍校に在籍できるようにする、そういう措置をとっていきたいなというふうに考えております。

今後の日程ということで、6月、そこにありますのが、きょうのことですが、教育委員会にまず諮問しまして、ここで承認いただけましたら、7月、これ日にちが決まっておりますが、7月14日土曜日、地区住民への説明会を開催いたしまして、その後、学区審議会で審議していただきまして、それで答申をいただきましたら、8月にその答申を受けまして、規

則等を改正していったって、来年の新生の入学手続に間に合うように事務の方を進めていきたいなというふうに考えているところであります。

雑駁ですが、説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第42号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

この学区図の1と2を見ますと、学区図の1の方の、これは上を仮に北とすると、矢印のある部分、六高台八丁目一部地区は西側に向いてちょっと飛び出ているわけですね。それを次の8ページの図で見ますと、西側が上に向いて、北に向いているというふうに見ればいいわけですね。その区切るのは、白い道路のところを考えておられるという理解でよろしいですか。

学務課長 これの東西南北の位置関係につきましては、ちょっと印刷でやる関係で、必ずしも上が北にはなっておりませんし、そのあたりはご容赦いただきたいと思います。

委員長 最初のご説明で元に戻すという説明がありましたが、いきさつがあって、今のようなちょっと飛び出た学区が決まったわけですが、人口移動により、また元の形に戻すということとです。

もう一つ確認ですが、そうした場合、新年度から、新1年生からを新学区に割り当てるということですね。現在通学中の児童等については、任意に選択を任せるという理解でよろしいですか。

学務課長 はい、そうです。

委員長 そうすると、きょうお配りいただいた資料の4ページと5ページをごらんいただくと、平成19年度、現在数で高木小の955名中は、次のページの5ページのところで245名がこの地区に相当することになります。この245名の6年生は卒業するけれども、新たに新1年生が入ってきた人数を加えて1年生から5年生までの約200名、この約200名がどちらの学校に行くかという予測はしておりますか。

学務課長 今、委員長さんご指摘のとおり、その1年生から5年生の子供たちがどういう動向をとるかというのは、これは非常に重要な部分になるかと思いますが、今までの学区変更等の状況等を見まして予測されることは、今ここに高木第二小学校に行っている子供たちのやはり大部分は、友達関係とか学校環境になれているということがありますので、多分引き続き第二小学校の方に通学するだろうなというふうには考えております。

ですので、ここの地区の子供たちは、本当に実質的にもそこが学区が変更になって、子供たちがその学区の学校に通うということになるためには、やはり数年を要すると。在校生が卒業していく、ですから、今の1年生が卒業していったら、その今の1年生のあとは新学区で入学通知とか切るわけですので、やはりそういうことから、数年は落ち着くまでには時間はかかるだろうなというふうには考えております。

委員長 小学校はそれでよろしいんですよ。小学校は高木第二小の955名中、仮に200名が六実第三小に行くとなると、六実第三小は約800となって、約755名と約800名となり大体バランスがとれます。小学校はそれでいいと思います。

中学校はどうなりますか。第四中学校は現在823名です。このうちの132名の3年生が卒業し、1・2年生の約90名が仮に六実中学校に行くとなると、これも選択、自由に任せることになりませんが、仮に全員が行くとなると、あるいは自然増でそれが数年後に変わると、結局、六実中学校の方が800名を超える大規模校になりはしないかという心配はありませんか。

学務課長 私どもは、中学校についても、仮に今の1年生、2年生がそのままこの数でいきますと、90名程度の子供がそのまま全員六実中に行くということになると、当然数字の上からは800を超えていくわけですが、全体の生徒数の増減というのを見ていきますと、この表で見てもおわかりかと思いますが、やはり少しずつ減少傾向にはあります。

ですので、そういうことも加味していきますと、800を超える可能性はありますが、施設面とか、またほかの状況等勘案した場合でも、この程度の生徒数の移動については十分収容して、通常の教育活動を維持していける規模であるというふうには考えております。

委員長 そうですね。現在の4年生が60名いる、このときが一番ピークでしょうから、これを乗り越えると、そういう意味でのバランスはとれていくということですね。わかりました。

いかがでしょうか。

こういう内容で学区審議会に諮問を提出するということのご了解を得たいというわけです。細かいことは、またその学区審議会の答申を待って議論したいと思います。

教育長 ところで、地元町会並びに審議会の情報として何かつかんでおりますか。

学務課長 地元の町会について、私がつかんでいるところをお話し申し上げますと、昨年度、地区の市政懇談会という、五香六実地区の市政懇談会というのがございまして、そのときにこの高柳町会の町会長さんの方から、この学区について見直していただけないだろうかというお話が町会長さんの方からも出ております。

また、その見直しの理由としては、実際に町会の活動をやっているけれども、子供の安全

登校、本当に我々が責任を持って担っていくためには、やはりこういう学区の区切りでは、非常にそこまで責任の持てない部分があるというふうなお話は伺っております。

また、議員さん等におかれましても、向こうの関係する議員さん等には、当然お話し申し上げたわけですが、やはりこの学区を元に戻してもらいたいというような、そういうお考えを議員さんたちも抱いているというふうな感触は私の方も受けております。

委員長 ということは、7月の地区住民への説明会では、おおよそそういう意味で了解を得られそうだという、そういう気持ちでおられるという理解でよろしいですか。

学務課長 やはり学区を変えるということは、これは保護者、子供にとっては大きなことですので、見通しもないまま学区審議会にかけるといふことは避けたいと思っておりますので、ある程度そういう合意が得られているという判断のもとに作業を進めたいというふうに考えておりますので、説明会でも賛同いただけるのではないのかというふうに考えているところです。

委員長 学区審議会でも地区住民の方の意見をよくお聞きしながら、最終結論を出すものと思われまので、そこでの議論をここで聞かせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第42号についての質疑、討論は終結といたしまして、採決をとりたいと思います。

議案第42号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案どおり決定いたしました。

議案第43号

委員長 続いて、議案第43号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

お願いします。

保健体育課専門監 議案第43号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び

学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本規則の改正につきましては、5月定例会教育委員会議におきまして承認をいただき、ただいま6月議会に上程中の松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正にあわせまして、所要の改正を図るものでございます。

10ページの対照表をお開きいただけますか。

本規則は現在9条から成っておりますが、これに5条を追加いたします。14条に改正することになります。

新設される5条は、現在の第3条の次に加えます。現在の第4条から第9条は、それぞれ第9条から第14条に改正されることになります。

改正第4条は、条例第7条のただし書におきまして、休業補償を行わない場合を定めたものでございます。

改正第5条から第8条につきましては、従前は条例の中に規定されていたわけですが、傷病等級を規則で改めて定めたものでございます。

11ページ、次のページでございますが、11ページ下段から第3条の別表1への変更及び額の変更、第5条から第7条の別表の改正について記載したものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第43号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

この件に関しては5月の定例会議でも議論いたしました。それと同じような形式に、改め規定の内容を見やすくかつ判りやすくしたということでしょうか。

保健体育課専門監 そのとおりでございます。

委員長 特に内容の変更等については、大きい変更はないと見てよろしいですか。

保健体育課専門監 大きなものは特にございませんが、別表の中に何行か加えられたものとか、文字の漢字への変換とか、その辺のところはございますが、特別なものはございません。

委員長 ということでございます。

いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第43号につきましての質疑及び討論を終結とし、採決をとりたいと思います。

議案第43号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

議案第44号

委員長 最後に、議案第44号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

保健体育課専門監 議案第44号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本件は、松戸市学童災害共済審査会委員6名のうち5名に欠員が生じたので、後任者を委嘱するためお願いするものでございます。

2ページ目をお開き願います。

今回お願いした名簿がそちらの方の5名でございます。

任期といたしましては、前任者の残任期間、平成19年6月21日から20年6月14日までというところでお願いすることになります。

3ページが全員の名簿になります。

委員長 ありがとうございます。

議案第44号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

学童災害共済審査会ということですが、子供たちの学校における災害に当たって共済保険の適用についての審査をお願いする委員会です。6名の委員のうち1名だけを残し5名が任期満了ということですか。

保健体育課専門監 任期途中でございます。

委員長 そうですか。何か。

保健体育課専門監 役職の方が変更になったと。充て職でございますので。

委員長 1号委員、2号委員、4号委員、5号委員のこの方たちが職種上変わったので、この

ような形での変更ということですか。

保健体育課専門監 そうです。

委員長 随分たくさんの方が同時にかわったものですから、ちょっとびっくりしました。わかりました。

瀧田委員何かございますか。

瀧田委員 学童災害の件数というのは、年々最近ふえていると伺ったような記憶があるんですけども、やはり今もその傾向はありますでしょうか。

保健体育課専門監 18年度の件数でございますが、548件ございました。16年度はちなみに462件ございましたので、かなり数が増えているかと思えます。

瀧田委員 そうですね、多くなっていますね。これは中学、小学校の枠はどうですか。小学生の方が多いですか。数が多いか。

保健体育課専門監 小学生の方が多いです。

瀧田委員 当然そうですね。

保健体育課専門監 今回の18年度の548件につきましては、小学校で498件、中学校で50件。

瀧田委員 そうですか。いろいろな種類の災害なんでしょうけれども、交通災害とか、それからあとは学校の中での負傷というんですかね、行き帰りの交通も入るんですよ。

保健体育課専門監 学校管理下外でございますので、学校内と学校の行き帰りは入りません。内容としては骨折とか挫傷とか、そういうものが多いようでございます。

学校教育担当部長 学校の教育課程内においては、スポーツ振興センター、昔の日体健で登下校を含めて補償されていると思うんですね。

それから、この学童災害というのは、家に帰ってから遊びに出たときに、公園で転んだとか、家の階段から転げ落ちたとか、実質的に家庭に帰ってからの事故についての見舞金制度なんですね。

それから、もう一つ、交通事故については、市民傷害保険がございまして、これはですから、交通事故については市民交通傷害保険の方でということで、子供たちのけが、事故等については、この3つの保険ですべてクリアするということです。

瀧田委員 この審査会の先生方はどの部分を。

保健体育課専門監 学校の管理下外でございます。

瀧田委員 管理下外のことだけですね。

保健体育課専門監 はい。

瀧田委員 そうですか。

委員長 余談ですけれども、私の子供は学童のころに犬にかまれて医者にちょっと通ったら、この学童災害の見舞金をもらいました。幾らもらったか忘れましたが。

瀧田委員 わかりました。かなりの件数がありますが、多いから、これはどのぐらいの割合で審査会が開催されるんですか。

保健体育課専門監 審査会につきましては、年1回しか今行っておりません。

瀧田委員 そうなんですか。

委員長 そうすると、事故等があった場合には、一括してその1回でもって審査するということになるんですか。

保健体育課専門監 基本的には、けがの程度に応じまして支払い金額というのは条例と規則の方で明確になっておりますので、それ以外、特別な事情があれば再度というのは存在するんですが、現在のところそういうものは出てきておりませんで、条例と規則の中でおさまりますので、報告の形が主となっています。

瀧田委員 ちょっとあれですけれども、例えば骨折とか、そういう不慮のいろいろなことがあるでしょうけれども、虐待とかそういうことによって対象になったことがあるんでしょうか。余りないですか。

保健体育課専門監 その形ではないと思います。

委員長 瀧田委員、興味ありましたら資料をご覧くださいませ。

瀧田委員 興味あるということではありませんが、伺いたかったものですから。

委員長 資料を見せていただければ参考になることはあると思います。

瀧田委員 そうですね。わかりました。少しずつ委員会の活動も理解していかなければと思います。

委員長 それでは、議案第44号についての質疑及び討論を終結させていただき、採決としたいと思います。

議案第44号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議がないものと認めます。

これで採決としたいと思います。議案第44号は原案どおり決定することにいたします。

本日の議題は以上です。

その他

委員長 その他に移ります。

次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

企画管理室長 次月は7月26日木曜日、時間は午後2時からということで、こちらの場所
かがでしょうかということでございます。

委員長 先生方よろしゅうございますか。

確認いたしますね。

次回教育委員会会議は、7月26日木曜日午後2時から教育委員会の5階会議室にて開催
いたします。

根守委員 この日は小学校の水泳大会がある日ですね。2時からですから大丈夫だと思います。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成19年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時12分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員